

被保護者健康管理支援事業に係るレセプトデータ分析業務委託仕様書

1. 業務の件名

被保護者健康管理支援事業に係るレセプトデータ分析業務委託

2. 業務の目的

令和3年3月に策定した「守口市生活保護被保護者健康管理支援事業実施方針」の適用期間が終了することに伴い、次期実施方針を策定するにあたり診療報酬明細書（以下「レセプト」という。）等から本市の被保護者の現状の健康課題を分析し、新たに保健事業の取組方法、目的・目標等を設定する。

3. 業務の概要

守口市（以下「甲」という。）は、受託者（以下「乙」という。）にレセプトデータ等を提供し、乙は甲の指示する医療費等の分析を行った上で医療扶助適正化の課題とともに被保護者の健康課題を把握し、保健事業の取組方法等を策定するための資料とする。

4. 業務委託期間

契約締結日～令和8年1月30日

5. 業務内容

乙は、甲から提供された下記のデータ等を用いて、精度の高いデータベースを構築した上で分析を行い、報告書を作成すること。またこの報告書は、甲が追記や変更が可能な形式のデータとともに提出すること。

（1）データベースの構築

①甲が提供するデータについて

医療扶助データベース（以下「データベース」という。）を構築するために以下のデータを提供する。

（ア）レセプトデータ

厚生労働省の「オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様」

に規定するフォーマット仕様に則ったものとし、次のファイルとする。

令和6年4月から令和7年3月診療分

- ・ 医科・・・「RECODEINFO_MED.CSV」
- ・ 歯科・・・「RECODEINFO_DEN.CSV」
- ・ D P C・・・「RECODEINFO_DPC.CSV」
- ・ 調剤・・・「RECODEINFO_PHA.CSV」

(イ) 健診結果データ（令和6年4月から令和7年3月受診分）

- ・ 独自形式

(ウ) 医療扶助受給者基本データ（令和7年3月末時点の生活保護受給資格データ）

- ・ 独自形式

(エ) その他本事業に関わるデータ

- ・ 甲乙で協議する。

②レセプト分析等のデータベースの構築要件

甲が提供する①のデータを活用して、次の条件を全て満たしたデータベースを構築する。

(ア) 最新情報に更新された各マスタ情報を基にデータベースを構築すること。

(イ) レセプトに記載された全ての傷病名と診療行為（薬剤、検査、手術、処置、指導料等）を正しく結び付け、レセプトに複数の傷病名が存在する場合は、傷病名ごとの医療費の算出が可能な精度の高いデータベースとすることとし、実際には治療されていない傷病名に医療費が集計されることのないようにすること。

(ウ) レセプトに記載されている未コード化傷病名（傷病名マスタに収載されていない病名）を可能な限りコード化し、精度の高いデータベースにすること。

(エ) データベースが仕様書に準拠して構築されているかを検証することを目的として、構築したデータベースの内容について甲が開示を求めた場合に、乙は提供できるよう努めること。

(2) 現状分析と健康課題の把握

(1) で構築したデータベースを用いて、医療費の全体像及び医療費の負担額の大きい疾患や将来的に医療費の負担が増大すると予測される疾患を甲と協議

するが、主な項目は以下の内容を基本とする。

- ・ 全体医療費（入院、入院外、DPC、歯科、調剤合計）
- ・ 被保護者 1 人当たり医療費（医科入院・入院外、歯科、調剤合計）
- ・ 高額医療費の状況
- ・ 主な生活習慣病の有病率
- ・ 主な疾病の有病率、患者数等
 - 1.悪性新生物(対策型) 2.生活習慣病 3.腎不全(CKD) 4.COPD
 - 5.感染症 6.ロコモティブシンドローム 7.認知症 8.歯周病
 - 9.その他特筆すべき疾病
- ・ ジェネリック医薬品普及率（数量ベース）
- ・ 重複受療、頻回受療、重複服薬、禁忌薬剤の状況
- ・ 休日、時間外、往診など加算診療の状況
- ・ 健康診査有所見者割合（メタボ該当・予備群・非該当／血圧／血糖／脂質）
- ・ 問診票による喫煙率、アルコール飲料等の状況
- ・ 生活習慣病未受療者の受療勧奨群及び治療中の者のうちコントロール不良群の対象者抽出
- ・ 自立支援医療（精神通院）助成に係る分析
- ・ 指定難病医療費助成に係る分析
- ・ その他、協議の上、甲が求める項目に関する分析

※対象者（被保護者）数 令和 7 年 3 月末現在

被保護者世帯：3,977 世帯

被保護者人員：4,735 人

（３）成果品の納品

上記（１）（２）により作成された報告書のデータ（文章、図表等のデータだけでなく、図表等の作成の根拠となった資料のデータ）を本市へ提出すること。納品方法は、電子媒体（CD-R 又は DVD-R）で 1 部とする。（ただし、個人情報が含まれるデータについては、漏洩が生じることのないように納品方法について、本市と協議の上、提出すること。）

提出期限：令和 8 年 1 月 30 日

6. 業務の体制

乙は、本業務の遂行にあたっては、責任者および担当者を置き、甲の指示に迅速に対応できる業務体制を組むものとする。

7. 再委託の禁止

業務の全部または一部を第三者に委託し、または請負わせることはできない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りではない。

8. セキュリティ体制

本事業全体についての情報セキュリティ確保のための体制を、以下のとおり構築することとする。

- ①個人情報や企業情報等の情報セキュリティについて公的な認定機関により認定された管理システム（プライバシーマーク等）を有し、社内ルールや法令遵守（コンプライアンス）の仕組みが整備されていること。なお、再委託された事業者についても同様の要件を満たすこと。
- ②個人情報漏洩発生時や障害発生時には、速やかに甲に報告し指示を求めること。
- ③乙の責に起因した情報漏洩等により、第三者から甲が損害賠償を請求されたことによる係争費用及び判決により発生した弁償額は、乙が負うものとする。

9. 業務上知り得た情報の秘密保持

乙及び乙の業務従事者（直接、間接を問わず本業務にかかわる全ての者）は、業務上知り得た情報を第三者に漏洩したり開示したりしてはならない。また、本業務遂行以外の目的に使用してはならない。これらのことは、本契約終了後においても同様とする。

10. その他

契約締結後、本仕様書に定めのないことについて疑義が生じた場合は、甲と乙の双方が協議して定めるものとする。